

新型コロナウイルス感染症総合対策

町独自の生活・経済支援事業

今月号では、町が実施している対策事業や支援制度を2面と3面で紹介します。厳しい状況が続いていますが、「オール松田」で乗り切りましょう！ぜひ各種事業をご活用ください。

中小企業・小規模事業者等支援金の給付

新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化し、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対し、町独自の追加支援金を支給します。

※詳細は町公式サイトなどでもご確認ください

【支援金額】10万円

【対象要件】 ※次の要件の全てを満たすこと

- 売上が前年同月比で20%以上50%未満減少していること
- 売上の減少率以外は、国の「持続化給付金」の給付対象者要件を満たすこと
- 町内において事業を営んでいること(個人事業主は3年以上)
- 町税などに滞納がないこと

【申請方法】 ※窓口へ提出する場合は電話予約をお願いします

●申請書及び添付書類を町観光経済課へ提出(郵送も可)

問 観光経済課 商工農林係 ☎(83)1228

郵送先：〒258-8585 松田町松田惣領2037番地

プロの味が500円!

お弁当デリバリーのご案内



町商工青年会では、町内の飲食店で作ったお弁当を企業や団体向けに配達しています。通常はデリバリーを行っていないお店のお弁当を“お得”に購入できます。3食以上のご注文で個人のお宅にもお届けしますので、お気軽にお問い合わせください。

【概要】 ●1食 500円

お弁当の種類(店舗)の指定はできません。ご注文をいただいた数量の範囲でランダムにお届けいたします。

●予約はお電話の他、パソコン・スマートフォンからもできます。

【予約】 職場deごはん事務局(担当:杉山)

☎090(4715)1866

問 観光経済課 観光推進係 ☎(83)1228



子育て世帯緊急支援事業(第1弾)

子育て世帯(ひとり親世帯含む)が負う経済的な負担を軽減するため、町内で利用できる飲食券・商品券を支給します。

【対象世帯】

0歳児(令和2年4月30日現在)から高校生までを養育する世帯

【支給内容】 ●対象世帯に一律飲食券1万円分を支給

●対象者が二人以上いる世帯は、おひとりにつき5千円分の町商工振興商品券を加算して支給

【支給方法】

- 中学生以下の子どもがいる世帯には町から案内・引換券を郵送(6月に発送する児童手当支払い通知に同封)
- 高校生のいる世帯については、申請制となるため、各問い合わせ先までご連絡ください。
- 飲食券・商品券は子育て健康課へ電話予約などにより次の配布場所にてお渡しいたします。

(引き換え場所：役場、寄出張所、健康福祉センター2階)

問 子育て健康課 健康づくり係 ☎(84)5544

E-mail hoken@town.matsuda.kanagawa.jp(メールでの連絡は、場合によっては、お待たせすることもあります)

【飲食店事業主さまへ】

飲食券の利用可能店を募集しています。

詳細は町公式サイトをご覧ください。

問 観光経済課 観光推進係 ☎(83)1228



**<75歳以上の高齢者・妊産婦の方向け>
タクシー初乗り運賃を助成**

町が指定したタクシー会社のタクシーに乗車した際、初乗り運賃を助成します。

【対象者】 申請時に町内に住所があり、次に該当する方

- 75歳以上の方
- 妊娠中で、母子健康手帳をお持ちの方
- 出産後1年以内の方



【ご利用になれるタクシー会社】

- 松田合同自動車(株) ☎0120-40-1714
- 小田原報徳自動車(株) ☎0120-22-4155
- 箱根登山ハイヤー(株) ☎0120-158-513
- 神奈中タクシー(株) 秦野営業所 ☎0570-077-030

【利用方法】

チケット制です。乗車時、町が交付したチケットを運転手に渡し、運賃総額から初乗り運賃を差し引いた額をお支払いいただきます。

【利用できる枚数、期間】

月8枚を交付、6月30日(火)まで

【申請方法】

窓口での申請のほか、電子メール、FAXでも受け付けます。

※健康保険証など、要件を確認できる書類が必要となります

問 福祉課 福祉推進係 ☎(83)1226 FAX(44)4685

E-mail fukusi@town.matsuda.kanagawa.jp

**新型コロナウイルス感染症の影響により
納税が困難な方に対する
町税等の徴収猶予制度**

災害や疾病などの影響で収入が大きく減少するなどの事情により、一時的に納付が困難な状況になった場合、本来の納期に関わらず、1年以内で納付できるように計画を作成し、納付いただく制度です。

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む)が罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少するなど、納税が困難な場合は、町税等の徴収猶予制度を適用できる場合がありますので、各担当課までご相談ください。

猶予が認められると

- (1)最長1年を限度に町税等の徴収が猶予されます
- (2)新たに督促や差押え、換価などの滞納処分が行われません
- (3)徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます

問 税務課：町県民税、軽自動車税、法人町民税、固定資産税

☎(83)1224

町民課：国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 ☎(83)1225

福祉課：介護保険料 ☎(83)1226

【その他】水道料金についても、支払い猶予や分割納付などのご相談に応じますのでご連絡ください。 環境上下水道課 ☎(83)1227